第八条第二項中「、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五」を「百分の百二十二・五」に改め、「百分の百五十五」と」の下に「、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十」と」を加える。

第七条　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第十九条の四第二項中「」の下に「、六月に支給する場合においては」を加え、「」とあるのは「百分の百五十五」と、「」を「、十二月に支給する場合においては」に、「百分の百六十」を「百分の百五十七・五」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第五条及び第六条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の給与法」という。）の規定、第四条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（附則第三条において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定及び第六条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（任期付職員に係る最高の号俸を超える俸給月額の切替え）

第二条　平成二十七年四月一日（以下この条において「切替日」という。）の前日において一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第三項の規定による俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額及び改正後の給与法の指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

（給与の内払）

第三条　改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号。以下この条において「平成二十六年改正法」という。）附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）、第四条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）又は第六条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）は、それぞれ改正後の給与法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）、改正後の任期付研究員法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）又は改正後の任期付職員法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第五条　国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十六条の表第九条の二第四項、第十七条及び第十九条の三第一項の項中「第九条の二第四項」を「第十六条第三項」に改める。

第十七条の表第六条第三項の項の次に次のように加える。

第六条第三項	次項	以下この条
	できる	できる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする

第十九条の二を削る。

第二十四条の表第九条の二第四項、第十七条及び第十九条の三第一項の項中「第九条の二第四項」の下に「、第十六条第三項」を加える。

（矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律の一部改正）

第六条　矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律（平成二十七年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

矯正医官の兼業の特例等に関する法律

第一条中「及びその勤務時間についての一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号。第四条第一項第一号及び第五条において「勤務時間法」という。）の特例」を削る。

第二条第二号中「及び第五条第二項」を削る。

第四条第一項第一号中「勤務時間法」を「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）」に改め、「（次条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第五条を削る。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

第六条第四項	次に掲げる職員

次に掲げる職員	次に掲げる職員（育児短時間勤務職員を除く。）

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年一月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法務大臣　岩城　光英

法律第二号

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

第一条　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「百十九万八千円」を「百十九万九千円」に改め、同項第二号中「百十七万四千円」を「百十七万五千円」に改め、同項第三号中「百十七万四千円」を「百十七万五千円」に、「百三万四千円」を「百三万五千円」に改め、同条第三項中「百四十六万五千円」を「百四十六万六千円」に、「百四十万五千円」を「百四十万六千円」に、「七十六万千円」を「七十六万千円」に改める。